

○福島復興再生特別措置法に基づく特定事業活動における固定資産税の課税免除に関する条例

令和3年12月20日

郡山市条例第42号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「法」という。）第74条第3項の規定により提出した特定事業活動振興計画（同条第6項で準用する場合を含む。）（以下「提出特定事業活動振興計画」という。）に定められた特定事業活動を実施する個人事業者又は法人が、次条に規定する特定事業活動施設等を新設し、又は増設した場合の固定資産税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第2条 市長は、前条の提出特定事業活動振興計画が提出された日（以下「提出日」という。）から令和8年3月31日までの間に、市内において、福島復興再生特別措置法第26条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成25年総務省令第49号）第3条第1号に規定する特定事業活動施設等（以下「特定事業活動施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第75条の2の規定により指定を受けた者に限る。）に対しては、当該特定事業活動施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限り。）に対して課する固定資産税は、当該固定資産税が課されることとなった年度から5箇年度分のものに限り、課税を免除するものとする。

(課税免除の申請)

第3条 前条の規定により固定資産税の課税の免除を受けようとする固定資産税の納税義務者は、当該課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の3月20日までに、土地については第1号及び第4号に、家屋については第2号及び第4号に、償却資産については第3号及び第4号に掲げる事項を記載した申請書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目、地積及び用途並びに家屋の建設に着手した年月日
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造、延べ床面積及び用途並びに事業の用に供した年月日
- (3) 償却資産の所在、種類、名称、数量及び取得価額並びに事業の用に供した年月日
- (4) 取得年月日

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定は、提出日以降この条例の施行の日前日までの間に市内において、特定事業活動施設等を新設し、又は増設した者についても適用する。